

## パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。

### ◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	市立富良野図書館設置条例の一部改正について
意見募集期間	令和4年7月1日 から 令和4年7月20日 まで
担当部署（問合せ先）	教育部図書館（電話 0167-22-3005）
意見提出件数	意見提出者数 _____ 1人（個人 1 ・ 法人 _____）
	意見提出件数 _____ 8件

### ◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
<b>図書館2・3階の貸館できる部屋について（1件）</b> ・ 条例改正の部屋以外の活用はどのようになるのでしょうか。	教育振興課（旧学校教育課）の事務室は交流スペース、こども未来課の事務室は学習スペース、教育長室は打合せスペースとして、共用スペースとして使用する予定です。
<b>管理運営について（1件）</b> ・ 指定管理になると聞いていましたが、条例改正ではなりません。今後の管理運営はどうなるのでしょうか。	社会教育委員会の答申では、指定管理の導入や運営の一部を業務委託にするなど民間活力により運営の検討を願うとありましたが、当面は、現在の運営を継続し、その中で市民ニーズ等を捉えた中で、民間活力の導入なども検討していきます。
<b>開館時間について（1件）</b> 文化会館のように使用できるのなら、休館を設けず、時間も9～22時までにするべきではないでしょうか。	新庁舎での文化会館エリアは、現在と同様に年末年始以外休館日はなく、9～22時まで活用できます。図書館では新庁舎文化会館エリアが利用できない時を補完することを第一の目的としているため、現行の状態運営し、市民のその後のニーズ、新文化会館の活用状況なども鑑みたく中で、新たな運営を検討していきます。
<b>使用料の減免について（1件）</b> 文化会館のように利用できることはとてもよいことですが、使用料の減免については、規則で定めるとあります。規則は行政内で決められるため、定める前に公表すべきではないでしょうか。	使用料の減免については、特別なことは考えておらず、新文化会館や生涯学習センターと同様な減免を考えております。

<p><b>市民へのアンケートについて（1件）</b>          利用者のみならず市民の意見を聞いた方が良いと答申にもありましたが、アンケートは実施したのでしょうか。</p>	<p>事前の図書館利用者約 100 名回答のアンケートのみで、市民へのアンケートは実施しておりません。          前段の質問にもありましたように、利用開始後の市民ニーズを鑑み、開館時間、開館曜日など新たな運営を検討していきます。</p>
<p><b>駐車場について（1件）</b>          貸館利用者は、自家用車での来館が多いと考えます。駐車場が狭いのではないのでしょうか。</p>	<p>図書館には、72 台分+αの駐車スペースがあります。以前には、近隣の幼稚園施設や学校施設などを行事等で来所する保護者の方が図書館駐車場を利用し、駐車スペースがないとこのいうクレームがありましたが、それぞれの施設へ利用に当たってのお願いや看板設置などにより、その後、問題はありませぬ。また、新庁舎に移転に伴い、職員の車や公用車が使用していたスペース（約 30 台分）が空いてくるため、利用者の皆さんが利用できるスペースは増えるため、現状のまま活用していく考えです。</p>
<p><b>子どもたちの学習スペースの設置について（1件）</b>          子どもたちの学習スペースの設置は考えていますか。</p>	<p>前段の質問にもありましたように、3階こども未来課の事務室部分に学習スペースを設ける予定です。</p>
<p><b>使用料について（1件）</b>          入場料などを徴収する場合、営利行為を行う場合の割増しは理解できます。入場料徴収し、更に営利行為を行う場合は備考 4・5 のどちらの適用となりますか。</p>	<p>文化会館などでは、質問のような利用が合った場合は、備考 4 及び 5 を双方適用し、使用料を徴収していることから、図書館においても同様な徴収を行います。</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙__月号への掲載
<input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u> 8 </u> 月 <u> 1 </u> 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ ____月 ____日）